

生産行程管理業務規程

平成28年12月27日

1 作成者

住所（フリガナ）：^{イバラキケンク ジグンダイゴマチフクロダ}（〒319-3523）茨城県久慈郡大子町袋田3721

名称（フリガナ）：^{ノウジクミアイホウジン}農事組合法人 ^{オククジ}奥久慈 ^{セイサンクミアイ}しゃも生産組合

代表者（管理人）の氏名：^{ダイヒョウリジ}代表理事 ^{マシコ}益子 ^{ミツオ}実津雄

2 農林水産物等の区分

区分名：第6類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：鶏肉、内臓肉、その他の生鮮肉類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{オククジ}奥久慈しゃも、Okukuji Shamo Chicken

4 明細書の変更

奥久慈しゃも生産者組合は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 親鶏及び素びなの確認

奥久慈しゃも生産組合は、「奥久慈しゃも」の親鶏である、軍鶏種(雄)と交雑種(雌、名古屋種(雄)とロードアイランドレッド種(雌)を交配)について、茨城県畜産センターから導入し、導入に係る書類（譲渡契約書等）を奥久慈しゃも生産組合に保存する。

奥久慈しゃも生産組合は、「奥久慈しゃも」の素びなについて、親鶏を管理しこれを生産する。素びなは、生産者からの申し込み(同意書兼申込書)を受けて配布するものとし、配布の情報を納品書に記録し保管する。奥久慈しゃも生産組合は、これらの記録を基に、生産者が「奥久慈しゃも」の素びなを導入していることを確認する。

(2) 生産地、飼育方法の確認

奥久慈しゃも生産組合は、生産者に鶏舎の場所や飼料の給餌記録等を記載した記録(奥久慈しゃも飼育日報)を作成させ、出荷の前に提出させる。その内容を確認することで、生産地、飼育方法の基準に従っていることを確認する。

また、奥久慈しゃも生産組合は、年1回、生産者に対する現地調査を実施し、飼育方法の基準に従っているか否かを確認する。なお、飼育方法の基準に従っていないことが疑われる場合には、奥久慈しゃも生産者組合は、臨時に、現地調査を実施する。

(3) 出荷の確認

奥久慈しゃも生産組合は、生産者が(1)の素びなを飼育した肉用鶏（以下、「三元交雑肉用鶏」という。）を出荷する際に、(1)及び(2)の確認の記録を確認し、素びな、生産地、飼育方法の基準に従って生産されていることを確認する。

奥久慈しゃも生産組合は、素びな、生産地、飼育方法の基準に従って生産され、出荷日齢を満たした三元交雑肉用鶏のみを、指定の食鳥処理施設（福島エーアンドエーブロイラー株式会社）に送る。なお、奥久慈しゃも生産組合は、指定の食鳥処理施設における処理が不能になるなどの緊急事態が発生した場合には、指定の食鳥処理施設を変更できるものとする。

(4) 最終製品の形態の確認

奥久慈しゃも生産組合は、最終製品の形態の確認を指定の食鳥処理施設に委託する。指定の食鳥処理施設は、奥久慈しゃもとして出荷される三元交雑肉用鶏の形態が、鶏肉、内臓肉、その他の生鮮肉類（以下、「鶏肉等」という。）であることを確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 素びな、生産地及び飼育方法について

奥久慈しゃも生産組合は、少なくとも年に1回、生産者に対し、素びな、生産地及び飼育方法の各基準の遵守と記録の作成について、組合の総会等において周知徹底を図る。

また、奥久慈しゃも生産者組合は、素びな、生産地及び飼育方法について、基準に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、奥久慈しゃも生産者組合は、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない生産者に対し、当該生産者の生産した三元交雑肉用鶏の出荷、買い取りを停止するとともに、当該生産者への三元交雑肉用鶏の素びなの配布を禁止することもできるものとする。

(2) 出荷について

奥久慈しゃも生産組合は、素びな、生産地、飼育方法及び出荷日齢の各基準を満たさない三元交雑肉用鶏については、指定の食鳥処理施設に送らないものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 奥久慈しゃも生産組合は、指定の食鳥処理施設に対し、地理的表示等の使用の確認の業務について委託する。奥久慈しゃも生産組合は少なくとも年に1回、業務を委託した指定の食鳥処理施設に対し、地理的表示等の使用について周知徹底を図る。

(2) 指定の食鳥処理施設は、素びな、生産地、飼育方法及び出荷日齢の各基準をいずれも満たしている鶏肉等についてのみ、地理的表示である「奥久慈しゃも」及び登録標章が使用されていることを確認する。

指定の食鳥処理施設から直接実需者に出荷する最終製品(冷蔵品)については、指定の食鳥処理施設が地理的表示等の適正な使用を確認し、記録を作成し奥久慈しゃも生産組合に報告する。それ以外の最終製品(保存のために冷凍した製品)については、奥久慈しゃも生産組合が指定の食鳥

処理施設から記録を受け取り、出荷前に確認する。また、年2回、組合職員が指定の食鳥処理施設で最終製品（冷蔵品、冷凍品）を確認する。

(3) 指定の食鳥処理施設は、(2)の確認の際に、以下の製品があるか否かを確認（確認書）する。

- ① 「奥久慈しゃも」ではない製品であるにもかかわらず、地理的表示である「奥久慈しゃも」及び登録標章が使用されている鶏肉等
- ② 地理的表示である「奥久慈しゃも」のみが使用されている鶏肉等
- ③ 登録標章のみが使用されている鶏肉等
- ④ 地理的表示である「奥久慈しゃも」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

8 地理的表示等の使用の指導

奥久慈しゃも生産組合は、指定の食鳥処理施設に委託した前記7の業務について当該施設から報告を受け、以下の場合に該当する場合は、指定の食鳥処理施設に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、奥久慈しゃも生産組合は、指定の食鳥処理施設での食鳥処理の委託を停止できるものとする。

- ① 「奥久慈しゃも」ではない製品であるにもかかわらず、地理的表示である「奥久慈しゃも」及び登録標章が使用されている場合
- ② 地理的表示である「奥久慈しゃも」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「奥久慈しゃも」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

奥久慈しゃも生産組合は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として、年度終了後3か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料に基づくチェックシート
 - ① 奥久慈しゃも生産組合の作成する「納品書」、「食鳥処理解体に関する農場における事前報告書及び「出荷伝票」
 - ② 各生産者より提出された「同意書兼申込書」、「奥久慈しゃも飼育日報」
 - ③ 食鳥処理施設より提出された「確認書」、「包材管理表及出来高表」
- (3) 茨城県畜産センターと交わした導入に係る書類一式
- (4) 提出時における最新の明細書及び生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

奥久慈しゃも生産組合は、前記9の(1)及び(2)において提出した書類、またその確認に要した書類を、奥久慈しゃも生産組合の事務所(茨城県久慈郡大子町袋田3721)に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

11 連絡先

住所又は居所： [REDACTED]

宛名： [REDACTED] [REDACTED]

担当者の氏名及び役職： [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

電話番号： [REDACTED]

ファックス番号： [REDACTED]

電子メールアドレス： [REDACTED]